

令和6年度帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要項

1 目的

本事業は、札幌市立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（以下、学校という。）に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒（以下、支援対象児童生徒という。）に対する支援の充実を図るため、指導協力者の派遣による教育支援を行うことを目的とする。

2 運営

- (1) 教育委員会学校教育部教育課程担当課（以下、教育委員会という。）が本事業を所管し、事業を推進する。
- (2) 指導協力者の中から、業務に精通している者若干名を指導協力者連絡調整員として選出し、指導協力者の派遣校の調整及び、謝金の支払いに係る業務等を行う。

3 指導協力者

(1) 指導協力者の役割

指導協力者は、教育委員会の依頼を受け、支援対象児童生徒に対して日本語指導等の支援を行う。

(2) 指導協力者の守秘義務

指導協力者は、支援等で知り得た支援対象児童生徒に関する個人情報等を他に漏らしてはならないものとする。

(3) 指導協力者の登録

教育委員会が、アからエの条件のいずれかに該当する者を、本事業の指導協力者として登録する。

ア 日本語教育能力試験合格者もしくは日本語教師養成講座を修了した者

イ 日本語指導等に関わるボランティア団体に所属し、日本語指導の経験のある者

ウ 支援対象児童生徒の在籍する学校長の推薦を得た者

エ ボランティアへの関心が高く、教育委員会が適当と認めた者

(4) 指導協力者の派遣

ア 対象となる児童生徒の日本語の状況、生活・学習状況・適応状況等の観点から、日本語で日常会話が十分にできない状況や日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている状況など、日本語指導が必要であるかを把握する。

イ 児童生徒本人及びその保護者に日本語指導等の支援の希望について確認する。

ウ 希望がある場合は、学校長が支援依頼書【様式1】を教育委員会に提出する。

エ 教育委員会は、学校長と指導協力者に対して派遣について通知する。

オ 学校の日本語指導担当教員等は、教育委員会及び指導協力者と支援についての打合せを行う。

カ 指導協力者と支援対象児童生徒が面談をする。

(5) 指導協力者への保険

教育委員会は、指導協力者を対象とした傷害保険に加入する。

5 連絡推進体制

(1) 連絡推進会議

学校や指導協力者、札幌国際プラザ、教育委員会が集まり、円滑な事業の実施に向けて研修や情報交換等を行う。

(2) 事業推進協議会

教育委員会と指導協力者が集まり、事業の現状や今後の方向性について協議する。

6 事業に要する経費

(1) 謝金

事業の推進に係る経費について、以下のとおり支給するものとする。

ア 指導協力者

各学校における1単位時間の支援につき、謝金として1,000円を計上し、月ごとの派遣実績を取りまとめて支給する。なお、1単位時間の支援で複数の支援対象児童生徒を指導した場合についても、1,000円とする。

なお、指導協力者の連絡推進会議及び、事業推進会議に出席は、1単位時間の支援と同等とする。

イ 指導協力者連絡調整員

指導協力者連絡調整員の業務に要する経費は、時給1,000円を支給し、年間100時間を上限とし、交通費は支給しない。

(2) 指導資料

支援対象児童生徒の日本語の習得状況に合わせた日本語指導を行うため、教育委員会は指導用図書や教材を購入し、支援対象児童生徒の在籍する学校長及び、指導協力者に貸与する。

7 指導の実施及び報告

- (1) 学校長は、支援対象児童生徒の日本語指導教員を決定し、日本語指導担当教員は、指導協力者と連携して指導目標や指導計画等を立案する。学校長は個別の指導計画書【様式2】、特別の教育課程編成実施計画（報告）書【様式3】を作成し、支援開始後2週間以内に教育委員会に提出する。

(2) 日本語指導支援を実施する。学校は、支援回数及び支援時間について記録し、月ごと、翌月 10 日までに教育委員会に提出する。

※記録の仕方等については、派遣決定後、詳細を連絡する。

※3 月については、年度内の提出とする。提出期日は別途連絡する。

(3) 【様式 2】については、半期に一度計画を見直し、9 月末までに教育委員会に再度提出する。【様式 3】については、「特別の教育課程」による指導の開始や終了、指導計画の変更等に際し、適宜追加・修正を行う。

(4) 年度末に【様式 3】を教育委員会に提出する。

8 留意点

学校は、以下の内容に留意して事業を実施することとする。

(1) 支援は、1 回につき 2 時間以内、週 2 回を目安とするが、来日または帰国直後、進学等を視野に入れた支援が必要な場合など、特別な事情がある場合の支援については、教育委員会と協議する。また、長期休業期間の支援は、その必要性を慎重に考慮したうえ、実施について、事前に教育委員会と協議する。

(2) 本事業による支援の開始に当たっては、校内の日本語指導担当教員及び支援対象児童生徒に係る教職員と教育委員会、指導協力者が十分な打合せを行った上で、日本語指導担当教員が計画書及び報告書を作成・提出する。

(3) 日本語指導は、教育課程内で実施する事を基本とするが、支援対象児童生徒の実態に応じて学校と協議の上、支援日程を決定する。

(4) 「取り出し」による支援を原則とする。ただし、支援対象児童生徒の状況に応じて、教室等での「入り込み」による支援も考えられる。指導を行う場所については、支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し決定する。

(5) 支援対象児童生徒が帰国または市外への転出、日本語習得の状況等に応じて、指導協力者の派遣が不要になった場合、学校は速やかに教育委員会まで連絡する。

(6) 本要項に定める内容以外に個別の対応が必要になった際には、支援対象児童生徒の実態を踏まえ、教育委員会、学校、指導協力者が協議し対応を決定する。